

研究機関名：東北大学

1.受付番号	2023-012
2.研究課題名	てんかん患者におけるメンタルヘルス専門家への援助要請プロセスの質的検討
3.研究期間	令和 5 年（倫理委員会承認後）～ 令和 6 年 3 月 31 日
4.研究の概要	意義・目的（研究の背景・目的や倫理的項目についての確に記すこと。） てんかんはてんかん発作を起こす慢性疾患である（Fisher et al., 2005）。有病率は 0.76%と高く（Fiest et al., 2017），本邦においても多くのてんかん患者が存在している。近年はてんかんの発作に対する治療だけではなく，てんかん患者の心理社会的側面にも焦点が当てられている。先行研究では，医学的要因のみならず心理社会的要因からてんかん患者において抑うつをはじめとした精神症状を呈す割合が健常者に比べて高いことや生活の質（Quality of Life; QOL）が低いことなどが明らかにされ（Schmitz, 2005; Gholami et al., 2016），精神症状や心理社会的問題に対する治療について検討がなされている（Mula et al., 2022）。メンタルヘルスの問題を抱えたてんかん患者がこのような治療・援助を求める援助要請については，問題を抱えた場合でも心理士や医師などに対して援助要請をしない患者が 45.5%である（Takahashi et al., 2022）など援助要請行動の難しさが明らかになっているといえる。また，メンタルヘルスの問題に限らないものの，てんかんに関連した問題に対する援助要請を阻害している障壁として「サービスを見つけることが難しい」ことが示唆されている（Wagner et al., 2015）。その他にもてんかん患者のメンタルヘルス専門家への援助要請について検討した文献はあるものの（Margrove et al., 2011; Thompson et al., 2012; Reid et al., 2012），そのほとんどが量的な検討を行なっている。そのため，てんかん患者がメンタルヘルス専門家への援助要請行動を起こし支援につながるまでに体験するプロセスについては明らかではないといえる。加えて，援助要請要請に対する障壁についてもほとんど明らかになっていない。以上のことから，本研究ではこれまで量的に検討されてきたてんかん患者のメンタルヘルス専門家への援助要請について質的な側面からアプローチし，援助要請行動を行い専門家の支援に繋がり支援を受けるプロセスを明らかにすること，援助要請に対する障壁とその対処方法について記述することを目的とする。 本研究計画は，慢性疾患であるてんかんをもつ患者を対象とすること，ならびにメンタルヘルスの問題について想起させる内容を含むため，川内南地区「人を対象とする医学系研究」倫理審査委員会への申請が適当と判断した。 対象者（研究に必要な対象者人数、年齢構成、性別、および対象者を選ぶ方針・基準も記すこと） 本研究はインタビューを用いた質的検討を行い，テーマティック・アナリシスを用いて分析を行う。対象者はてんかん患者 10 名程度を予定している。

	【包含基準】 (a)18 歳以上（成人）であること (b)てんかんの診断があること (c)てんかんを処方薬で治療中であること ((d)てんかん罹患後に医師や心理士といったメンタルヘルスの専門家に対して援助要請を行なった経験があること (e)認知症や学習障害の診断がないこと 【除外基準】 (a)18 歳未満であること (b)てんかんの診断を受けていないこと (c)てんかんの治療を処方薬で行っていないこと (d)てんかん罹患後に医師や心理士といったメンタルヘルスの専門家に対して援助要請を行った経験がないこと (e)認知症や学習障害の診断があること
	問い合わせ・苦情等の窓口（講座・研究室の連絡先を記入し、研究者の個人名は記入しないこと） 教育心理学講座・臨床心理学分野 Tel：795-6146

（紙面が不足するときには、罫線の縦幅を任意に増やし、次頁送りにしてください。）